

亀山市教育委員会と鈴鹿大学との連携に関する協定書

亀山市教育委員会（以下「甲」という。）と学校法人享栄学園鈴鹿大学（以下「乙」という。）は、教育にかかる交流を促進し、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、学校教育、生涯教育等の分野で甲と乙が相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について相互に連携し、協力するものとする。

- (1) 幼児教育の充実に関すること。
- (2) 多文化共生の充実に関すること。
- (3) 学習支援の充実に関すること。
- (4) 家庭教育の充実に関すること。
- (5) その他甲及び乙が協議し必要と認めたこと。

（連携協議会）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の2カ月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が誠意をもって協議を行い、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年 3月16日

平成30年 3月16日

三重県亀山市本丸町 577 番地

三重県鈴鹿市郡山町 663 番地 222

亀山市教育委員会

学校法人享栄学園鈴鹿大学

教育長 服部

学長 市野 聖治

